

## 第9回大月市教育委員会定例会 会議録

- ・ 開催日時 令和6年11月27日（水曜日）  
午後3時30分から午後4時10分
- ・ 開催場所 市役所第2庁舎3階会議室
- ・ 出席委員 宇野誠教育長、野尻正人教育長職務代理者  
山崎亜由子委員、矢光重敏委員、矢嶋千鶴委員
- ・ 出席職員 山口教育次長兼社会教育課長、佐野学校教育課長  
和智こどもの学び支援担当リーダー  
藤本学校づくり担当リーダー  
西山社会教育担当リーダー、鈴木スポーツ振興担当リーダー
- ・ 傍聴人 な し

### 〔会 議〕

#### 1 開会

##### 【教育長開会宣言】

#### 2 会議録の承認

職員が、令和6年度第8回教育委員会定例会会議録を朗読し承認された。

#### 3 教育委員会報告

教育長から、令和6年10月24日から令和6年11月27日までの教育委員会活動が報告された。

#### 4 議事

議案第23号 代替教員内申について

（ 非公開 ）

〔説明〕和智こどもの学び支援担当リーダー

##### 【原案どおり決定】

議案第24号 就学指定学校変更・区域外就学について

（ 非公開 ）

〔説明〕和智こどもの学び支援担当リーダー

##### 【原案中不許可を除き決定】

議案第25号 令和7年度指導主事共同設置運営費（予算）について

〔説明〕佐野学校教育課長

令和7年度指導主事共同設置運営費（予算）についてご説明いたします。

「令和7年度指導主事共同設置に係る負担金（予算額）」と標記のある資料をご覧ください。資料につきましては2枚ございます。2枚目は、「大月市外1市2村指導主事共同設置規約」となります。

はじめに、指導主事についてありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条に基づき、学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事することとなっています。

本市におきましては、上野原市、丹波山村及び小菅村の2市2村で共同設置し、執務場所を富士・東部教育事務所内として、県費負担教員1名が配置されています。

指導主事の活動予算につきましては、「大月市外1市2村指導主事共同設置規約」第5条第1項において、大月市の予算に計上すること、また同条第2項に、負担金の額及び交付の時期は、関係市村の教育委員会の意見を聞いて、関係市村の長が、その協議により決定する、と規定されています。

令和7年度の予算額としましては、必要な経費の積算を指導主事に依頼して算定しており、資料の一番上の表のとおり、合計で1,276千円を計上することとしています。令和6年度と比較しますと、学習指導書を購入するための予算が減額となっています。

次に、各市村負担金としましては、以下の表のとおり、均等割額に市村毎の児童・生徒数を基に算出した額を加算した額としており、一番下の表の右の欄が各市村それぞれの負担金予算額となります。

説明は以上となります。

規約により、本日、この教育委員会においてご意見をお伺いしたく議題としましたのでよろしくお願いします。

また、構成市村の教育委員会にもご意見をお伺いするため、この負担金算定に係る文書を送付していますのでご承知ください。

野尻教育長職務代理者

この前の研修会で指導主事からいろいろなご指導をいただくことができました。指導主事がいろいろな先進校へ視察に行って、そこからいいものを持ち帰っていただいて我々還元させていただいているということで、やはり先進的な取り組みも含めて実際に見ていただかないと、我々学ぶことがないので、ぜひこちらをご了解いただきながら、決めていただければありがたいなと思っております。

宇野教育長

野尻職務代理から貴重なご意見をいただきました。それではお認めいただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

【原案どおり決定】

議案第26号 令和7年度大月市外2村設置通級指導教室運営費（予算）について

〔説明〕佐野学校教育課長

令和7年度大月市外2村設置通級指導教室運営費（予算）について説明いたしま

す。

「令和7年度大月市外2村言語障害等通級指導教室運営費負担金（予算額）」と標記のある資料をご覧ください。資料につきましては4枚ございます。1枚目は、小学校分、2枚目は、中学校分となります。3枚目は、「大月市外2村言語障害等通級指導教室設置協議会規約」で、4枚目は、「大月市外2村言語障害等通級指導教室運営要綱」となります。

はじめに、通級指導教室につきましては、言語障害等に対応するため、大月市、丹波山村、小菅村の1市2村の共同で、大月東小学校と大月東中学校に設置しています。現在は、小学校5名、中学校2名の県費負担教員で対応しており、この通級指導教室に要する経費は「大月市外2村言語障害等通級指導教室設置協議会規約」第6条第1項において、大月市の予算に計上すること、また第2項において負担金額及び納入時期は、該当市村の教育委員会の意見を聞いて関係市村の長が、その協議により決定することと規定されています。

令和7年度の予算額としましては、小学校からの予算要求等を基にヒアリングを行い算定しております。資料1枚目の小学校分は中ほどの表にありますとおり278千円、資料2枚目の中学校分は同じく中ほどの表にありますとおり129千円を計上することとしています。令和6年度と比較しますと、令和7年度は、小学校分については、44千円の減額、中学校分については、増減なしとなっています。

次に、各市村負担金としましては、小学校分、中学校分それぞれ、上の表のとおり、均等割額に市村毎の児童・生徒数を基に算出した額を加算した額としており、一番下の表の右の欄が各市村それぞれの負担金予算額となります。

なお、大月市の小学校児童数に関しては、次年度就学予定者も通級指導教室の対象としていますので、その人数も加算して算定しています。

説明は以上となります。

規約により、本日、この教育委員会においてご意見をお伺いしたく議題としましたのでよろしくお願いします。

また、構成2村の教育委員会にもご意見をお伺いするため、この負担金算定に係る文書を送付していますのでご承知ください。

矢光委員

小菅村や丹波山村からこの金額のことについて、大きな金額ではないですが大月だけ減らして他は増やしているということで、何か意見はありますか。

佐野学校教育課長

今のところはそのことに関するご意見はいただいておりません。  
基本的にはこのような計算方法で算定しますという確認の上、進めておりますので、それについてはご理解いただけるものと思っております。

【原案どおり決定】

## 5 その他

なし

- ・ 12月25日（水）午前10時00分から、令和6年度第10回教育委員会定例会を開催することを確認。

## 6 閉会

【教育長閉会宣言】